

広報

まちづくり情報誌

# 小田原

city of odawara public relations

5 2008  
MAY  
/1日号



「霞堤と松並木」  
 酒匂川右岸のテニスガーデンの脇にある霞堤。二重で連続の堤防は優れた治水技術で、江戸時代には酒匂川にも多く築かれました。  
 ふるさとの原風景百選にも選ばれているこの堤防は、松並木の間を、ジョギングしたり散策を楽しんだりする人たちに親しまれています。

散策には気持ちのいい季節

# さあ、街に出掛けましょう！

さわやかな風薫る5月、散策するにはちよつといい季節になりました。

小田原駅周辺の街なかには、連休中には北條五代祭りなどでにぎわいます。この機会に、街に出掛けてみましょう。街なかぶらりて、ウキウキワクワク！

◎産業政策課 ☎331511

ゆっくり歩いて、よく見ると

ここは小田原駅東口。駅前のアーケードを見上げると、小田原城歴代城主の家紋が並んでいます。城下町小田原をさりげなくPRしています。(写真①)

東通りを北に進むと、ローマの真実の口を思わせるお面が壁に。市民や、全国はもとより海外からの観光客と商店街との縁結びのシンボルとして、平成11年に作られた縁結びの口で、手を入れると声が出てきます。(写真②)

おしゃれ横丁に入ってきました。ここには豊臣秀吉との小田原合戦の責任を取った北条氏政・氏照の墓所があり、墓所の入り口のさくにはたくさんの鈴がついています。説明板によると、これらの鈴は幸せの鈴といい、長引く戦の中、領民が戦禍にまみえるのを憂い開城を決意した、氏政・氏照の優しい心が宿った鈴を、願い事がかなったら結びに来ると、二人の何よりの供養になるとのこと。そつと手を合わせました。(写真③)

横丁を進むとカーブの壁にステンドグラスの飾りがあり、錦通りに出ると街の新しい顔の北條ポケットパークが目の前に。街なかカフェが開かれると多くの人でにぎわう憩いの場所です。(写真④)

ダイヤ街を通って栄町一丁目交差点に差しかかると、頭上に金のしゃちほこが。(写真⑤)ここにも城下町の風情が感じられます。

## 上手に買い物 ゆったり駐車

交差点を渡って南に歩くと見えてき



①アーケードの家紋 ②縁結びの口  
③氏政・氏照の墓所と幸せの鈴 ④街なかカフェ  
⑤金のしゃちほこ ⑥栄町駐車場  
⑦無料駐車券発行店の目印ステッカー。詳しくは、市商店街連合会事務局へお問い合わせください。☎22-5961 ⑧国際交流ラウンジでは、ティーサロンのホスト役を募集しています。詳しくは、文化交流課へお問い合わせください。☎33-1703 ⑨ポケットパーク ⑩御感の藤



た、城下町をイメージした建物。栄町駐車場です。駐車料金が20分ごとに100円、3時間超24時間まで一律1,000円と、長時間の駐車がお得になりました。市商店街連合会では、駐車場周辺の商店街などをご利用したかたに、金額に応じて無料駐車券を差し上げていますが、取り扱う店の数が増えます。ステッカーやポスターのあるお店で、楽しく上手に買い物をして、駐車場をお得に利用しましょう。(写真⑥・⑦)



なお、30分無料化は、先月で終了しましたが、市認定の低公害車は、最初の1時間は無料です。

栄町駐車場は駐車スペースがあるだけではありません。3階にあるおだわら国際交流ラウンジは、外国のかたとともに住みよい環境づくりを進めるための、国際交流関係団体の活動拠点、情報提供や交流の場で、年末年始以外の毎日9時から21時まで開館しています。

談話スペースでは、インターネットや各国語の辞書などが利用できますので、お友達との待ち合わせや休憩など気軽にお立ち寄りください。会議スペースは2か所あり、いずれもオープンスペースで事前申込制です(☎247760)。

さらに、お茶やお菓子を用意して、各国の文化紹介などを通して楽しいひとときを過ごしていただくティーサロンを、市民のプロデュースにより開催しています。(写真⑧)

### お堀端通りへ

栄町駐車場の南側にある小田原郵便局の脇、三の丸土塁の小道から幸田門跡に抜けると、お堀端通りに出ました。

お堀の角のポケットパーク内の木製テーブルで一休み。このテーブルは、街なかぎわいプロジェクト実行委員会が、街なか修景事業として新たに設置したもので、パーク内の塀や植栽も改修しました。

また、今月6日(休)まで、なつかしい小田原の風景の写真展が開かれていて、憩いのスペースとしての魅力を高めています。(写真⑨)

- ❶ 城址公園のツツジ
- ❷ 街かどお休み処の目印となるのぼり旗
- ❸ 街かどお休み処の木のベンチ
- ❹ おしゃれ横丁にあるスタンドグラス
- ❺ お堀端通りにある街路灯
- ❻ 幸田口通りにある街路灯
- ❼ 錦通りにある街路灯
- ❽ おしゃれ横丁にある街路灯



### 自転車であらうとするのもいかがですか

城址公園の歴史見聞館での貸し出し自転車、ぐるりん小田原。1回300円で子ども用自転車もありますので、親子そろって利用してみてもいいです。

レンタサイクルでゆっくり、のんびり、街たんけん。歩くよりも遠出ができるので便利です。



### 乗ってお得 観光回遊バス

小田原駅東口6番バス乗り場から、毎月18日(日)までの毎週土・日曜日・祝日の10時から16時まで30分おきに発車している観光回遊バス(14時発はなし)。

街なかはもちろん、石垣山一夜城歴史公園まで運行しており、停留所は15か所。乗り降り自由で1日200円(小学生は100円)です。乗車すると、協賛企業や公共施設の特典チケットシートがもらえるので、施設巡りや買い物、食事のときにお得です。

### 花はやっぱり藤とツツジ

城址公園にやってきました。南堀のほとりにある御感の藤がまさに見ごろを迎えています。(2ページ・写真①)

この藤はもともと浜町にあり、大正天皇が皇太子のころ、乗っていた馬が藤棚に駆け込んで花を散らしてしまいました。

皇太子は「見事な花に心なきことよ」としばらく眺め、花が美しいと褒められたことからこの名前がつけられました。大正11年に、小田原保勝会によって現在地に移されました。市の天然記念物に指定されています。

### 人も街も元気に、中心市街地活性化

駅前から城址公園まで歩きましたが、ほかにも訪ねてみたいところはいっぱい。なりわい交流館や街かど博物館、先月末にリニューアルオープンした高校生チャレンジショップ「Gestore(ジェSTORE)おだわら」などです。

また、店の軒先にベンチを置いて気軽に休んでもらう街かどお休み処や、店内に観光パンフレットを置き、観光案内を行う街かど観光案内所があります。

おむつ替えシートや授乳室、子育て家庭を対象とした割引サービスなどがある店などに表示する、子育てにやさしいまなざし事業のサインステッカーなどの取り組みもあります。街路灯一つ取っても、ちようちゃんや鳥、花をデザインしたのなどいろいろあり、見ていて楽しくなります。

住民の皆さんや商店街、商工会議所などの努力や工夫が進められている中心市街地の活性化。私たちは街に出掛けると元気になる、街もにぎわって元気になる、これからも相乗効果が期待されます。

「市民が選ぶ予算の使い道」は、市民の皆さんの声を直接予算に反映するため、アンケート調査で選ばれた事業分野に、予算を重点的に配分する制度です。

このための財源は、ヒルトン小田原㈱の貸付収入の一部を活用しています。

昨年8月にアンケート調査を行い、約3,000人のかたに、どの事業分野に予算を重点配分するべきかお尋ねしました。市長選挙を控えているため、今年度の対象事業は、昨年度からの継続事業、そして事業の内容やスケジュールの面から早急に行うべき事業だけを対象としました。

今後、市民の皆さんの声を市の施策や事業に反映し、皆さんと協働してまちづくりを進めます。

**事業分野と内容**

■高齢者福祉の充実

●高齢者住宅火災警報器設置費補助事業  
：65歳以上のかたのみの非課税世帯に、火災警報器を設置する費用の一部を助成します。

■市立病院の運営

●医師確保対策事業：勤務時間外や休日

に、手術・処置を行った医師に手当を支給します。また、医師への分べん介助手当を増額するとともに、主治医以外の医師にも手当を支給します。

■救急外来診察室増設事業：救急受け入れ体制を一層充実するため、救急外来診察室を3室に増設し、救急診察用の機器を整備します。

●自主防災組織啓発用ポスター作成費補助事業：災害が発生したときに市民の皆さんが取るべき行動を、イラストなど取り混ぜて分かりやすく説明したポ

■防災対策の推進

●自主防災組織啓発用ポスター作成費補助事業：災害が発生したときに市民の皆さんが取るべき行動を、イラストなど取り混ぜて分かりやすく説明したポ

スターの作成費用を、自治会総連合に補助します。

■学校教育の充実

●おだわらっ子検定事業：小学2～6年生の希望者を対象に、国語・算数の基礎的な力である漢字・文法や計算などについて、本市独自の検定を行います。

■子育て支援策の充実

●遊具点検整備事業：公園の遊具を総点検し、優先順位を決め補修・撤去をします。また、地域で管理する児童遊園地の遊具の点検や修繕の費用を補助します。

■障害者福祉の充実

●地域生活支援事業等の利用者負担軽減事業：障害者の移動支援事業や日常生活用具支給事業などの利用者の負担を軽減します。また、児童・デイサービス事業所などでの食費負担額を一部助成します。

■道路の整備

●地域安心安全道づくり事業：市と地域で意見交換や現地調査を行い、緊急度が高い箇所を迅速に整備します。今年度の対象は、中央地域の一部(早川)、片浦地域、橘地域です。

昨年度は  
こんな事業が対象に  
地域の防犯灯の照度をアップ!

☎暮らし安全課 ☎33-1396

「夜道が暗い」という皆さんの声にこたえ、自治会で整備している防犯灯を、従来と維持管理費が変わらずに照度がアップするインバーター式(32ワット)防犯灯への切り替えなどを進めました。その結果、市内に329か所の設置が完了しました。



久野地区民間防犯指導員 遠藤 富雄さん

大通りから離れると人通りが少なく、夜は本当に怖いですよ。警察や学校から危険だと指摘されたところもあるんです。

だから、防犯灯の照度アップの話聞いたときは、ありがたかったですね。ほかと比べて重点的に明るくしたいところから設置したんですが、これには地域の人の夜間の防犯パトロールが役立ちましたよ。

照度がアップしたことで、いたずらがなくなったと、地域のかたから安心の声が聞こえます。もっと、もっと増やしてもらいたいですね。

# 地域・人・絆 きずな

おだわらルネッサンス推進本部の取り組み

## くりプロジェクト

地域で一緒に、  
それが…

**以** 前開いていた家庭保育園で、お母さんたちと触れ合っていたうちに、子育て支援は「助け」ではないと実感しました。子育てにはいろいろな手が必要で、求められているのは、「地域コミュニケーションづくり」。

例えば、近くに仲間づくりの場がなかったり、情報の隔たりがあったりします。やはり、子育て中のかたが、地域のかたと触れ合える環境を作る必要があると思うんです。「子育てにやさしいまなざし事業」は、子どもに優しいまちづくりに参加しようと



いつでも学習できる環境に  
「キャンパスシティおだわら事業」

## 【活力あるまちづくりプロジェクト】



小田原城ミュージックストリートで活躍

島崎 公彦さん

地元を大事に、  
そうすれば…

**ま** ちなかの通りでライブができないかと、以前から個人的には動いていました。音楽にあふれるまちづくりっていいでしょ。そんなとき、市がお城を中心とした音楽イベントをする話が。ミュージックストリートは、お互いに考えていたライブの形が一つになったものだと思います。

ただ、準備期間が短かったのが大変でした。商店街のかたとの交渉、場所の確保…。でもそんな中で、ボランティアスタッフや若い人たちが喜んで手伝ってくれました。まさに、地元の人たちの手作りのイベントです。

でね、当日、感動したことがあるんです。おばあちゃんがロックを聴いていたんですよ。おそらく、ふだんは聴かないと思うのですが、足を止めてくれたんです。やっぱり音楽の力ってすごい。

音楽は世界の共通言語だと思うんです。音楽が人を動かし、年齢を問わず楽しみを与え、いやしくされる。規模は小さくてもいいんです。みんなが一つになれたこのイベントを継続していくことが何より大切。それで結果的にまちが盛り上がりれば、こんなすばらしいことはないですよ。地元を大事に思えば、きっと小田原のまちはにぎわっていきますよ。



音楽一色の一日に  
「小田原城ミュージックストリート事業」

品川駅前でおだわらのよさをアピール  
「定住促進キャンペーン事業」

## 取り組み

働く人の居住を増やしたり、まちににぎわいを創り出し、小田原の文化を創造・発信したりすることで、活力にあふれるまちづくりに取り組んでいます。

また、かつて小田原に住んでいたかたなどが、小田原の応援団として情報を発信するとともに、小田原への回帰や移住を期待する「おだわら住民OBネットワーク事業」なども進めています。

今年度は、こうした事業をはじめ、多くのかたが利用している「ママパパ子育て知恵袋メール配信事業」や「就職情報提供事業」などを引き続き行います。

境を整え、子どもからお年寄りまでが  
ちづくりを進めています。

内公共施設への自動体外式除細動  
事業などにも取り組みました。

族介護者の介護疲れを解消するた  
子高齢化対策に力を注ぎます。

ンパスシティ構想」を実現していきます。



**Q** 昨年、住宅を取り壊して更地にしたのですが、急に土地の固定資産税が上がりました。なぜですか？

**A** 住宅が建っている土地は、特例により税額が減額されています。

住宅を取り壊して更地や駐車場にすると、この特例が適用から外れるため、税額が上がります。

**Q** 今年の2月に土地と家屋を売却しましたが、固定資産税の納税通知書が送られてきました。なぜですか？

**A** 土地と家屋の固定資産税は、毎年1月1日に登記簿に登記されている所有者や未登記の家主に課税されます。

記の家屋所有者に課税されます。年の途中で土地や家屋を売却しても、その年度の税金は、1月1日現在の所有者（売主）に全額課税されます。なお、固定資産税の支払方法は、売主と買主の契約書などで取り決めることが多いようです。

**Q** 口座振替で固定資産税を支払っていましたが、今年度は金融機関などの窓口で支払うよう納税通知書が送られてきました。口座振替で支払えなくなったのは、なぜですか？

**A** 固定資産税の口座振替は、固定資産の所有者を変更すると、口座を引き継ぐことができません。

例えば、共有名義の構成員が変わった場合や持ち分を変更した場合なども同じです。第1期分は、金融機関などの窓口でお支払いいただき、改めて口座振替の手続きをしてください。※口座振替の申し込みは、市内の金融機関の窓口で受け付けています。

# 固定資産税

固定資産税は、市内に土地・家屋・償却資産を所有しているかたに課税される税金です。市税収入のおよそ半分を占め、市民サービスや公共事業などを行うための財源として、重要な役割を果たしています。今月は納税通知書をお送りする月です。

日ごろ多く寄せられている主な質問に、お答えします。

☎資産税課 ☎33-1361

## ●固定資産の縦覧を行っています

期間 6月2日(月)まで。  
8:30～17:00(土・日曜日、祝日は休み)  
場所 資産税課(市役所2階11番窓口)

**Q** 地価が下がっているのに土地の固定資産税が下がりません。なぜですか？

**A** 土地の固定資産税は、同じ評価額の土地ならば同じ税負担となるよう、全国的に調整しています。

具体的には、税負担が高い土地は税額を引き下げたり据え置いたりする一方、税負担が低い土地は税額を引き上げています。そのため、税額が地価の動向と一致しない場合があります。

## 市長随想

果てなき改革 文 小澤良明

十六年前、初当選した私は、まちを動かすための原動力として、まず市役所内部の停滞した空気を一掃しようとした。何となく感じる冷たい目や鈍い反応に、二つの事を提唱して全庁的の改革を目指した。悲壮な決意だった。

「市民が主役」では、非力な若い市長としては市民社会という「外圧」によって内部改革を推進するしかない、と思い定めた。小さな寄り合い、スポーツ大会、お祭り…。自身が職員の時よりも市民の輪の中に入っていた。市民の不安や不満、喜びを身体全体で受け止めた。市長の発想や言葉は、確かに市民との触れ合いの中から生まれている、現場の声そのものだ。ようやく職員達にもそう認知されるようになって、少しずつ真剣に私の話に耳を傾けるようになった。「風通しの良い職場づくり」では、昔ながらの上意下達の閉鎖体質に風穴を開けたらと思う、全八十数課の課長達に、一課一新若手職員から部長までが一緒にやれる何かを始めるよう指示した。早速一部の課ではミーティングや朝礼、庁舎前の草刈、駅前のゴミ拾い、とさまざまなアクションが始まった。しかし、三ヶ月、六ヶ月と経過し、何回注意しても洞ヶ峠を決め込む課も沢山あった。業を煮やした私が、やらない理由を文書にして、課長本人が何日までで持参するように、と強く指示して、ようやく全課が動き始めるというところだった。この二つの事が次第に進んで市役所内部の掌握に多少でも手応えを感じられるよう

**Q** 平成16年に住宅を新築しましたが、20年度分の家屋の固定資産税が急に高くなっていますか？

**A** 新築の住宅は、原則として初年度から3年間に限り、床面積120㎡(約36坪)までの固定資産税が2分の1に減額されます。平成16年に新築した住宅の場合、17年度から課税されますので、19年度までの3年間は税額が2分の1に減額されていました。20年度からは減額が適用する期間が終了するため、本来の税額に戻ったのです。なお、3階建て以上の中高層耐火住宅は、原則として5年間、減額されません。

**Q** 事業を始めましたが、償却資産の申告は必要ですか？

**A** 償却資産とは、土地・家屋以外の資産で、事業のために使う機械、IT関連機器、建設機械、船舶、各種備品などです。これらの資産を市内に所有している法人や個人事業者は、申告が必要となります。

また、賃貸借契約(リース)により、これらの資産を貸し出している事業者も、申告が必要です。なお、償却資産の申告期間は、毎年1月中です。

## わたしたちの



**Q** 門や塀は家屋として課税されるのですか？

**A** 固定資産税の対象となる家屋とは、住宅や店舗、工場物置など、土地に定着した建物のことをいいます。また、給水、排水、電気などの設備やベランダ、玄関ポーチ、作り付けの家具なども評価の対象となります。しかし、門や塀、柱と屋根だけの車庫などは建物ではないため、家屋としては、課税の対象にはなりません。なお、事業用の資産は、償却資産として課税の対象となります。

**Q** 所得証明書や固定資産の評価証明書などの市税に係る証明書がほしいのですが、どこで発行してもらえますか？

**A** 資産税課、マロニエ、いずみ、各支所・連絡所、アークロード市民窓口、窓口コーナーで発行しています(証明書の種類・部数に応じて、手数料がかかります)。なお、地籍図の写しや住宅用家屋証明書などの発行は、資産税課のみです。

また、窓口にいらしたかたの本人確認をしていますので、運転免許証・保険証などの身分証明書を持参してください。

**Q** 共有者用納税通知書が送られてきましたが、税金を納めるのでしょうか？

**A** この通知書は、土地や家屋を共有で所有している場合、代表者以外のかたに送るもので、固定資産税の税額や期別納付額などをお知らせするためのものです。税金を納めていただく際に必要な納付書は、共有名義の代表者に送ります。

なお、この通知書に記載されている金額は、共有者の持ち分によって分割したものではありませんので、ご注意ください。

になるのに何と一年近くもかかった。「急がば廻れ」とはやる心を抑えながら、しかし若さにまかせてヤミクモに突き進んだ新人市長だった。

リーダーたる幹部職員意識改革のために、若手職員に改革の旗を振らせたりもした。「情熱新市役所宣言」もここから生れた。長い平成不況による厳しい財政環境の中で、行政改革



の一環として職員数の段階的削減に踏み込み始めると、増え続ける多種多様な市民ニーズに対応するために、部局長と言えども第一線に出て、若手と一緒に汗まみれ泥まみれにならざるを得なくなつた。役所も自治の拠り所として都市経営や政策形成能力を問われるようになった。まさに市役所が変わり始めたのである。

十数年の時を経て、大いなる変身を遂げつつある小田原市役所が、市民の切なる願いや、未来への期待にどう応えて行けるのか。内部改革や挑戦は果てなく続くことだろう。ただ私としては、愛する市役所を去る目を目前に、激変する厳しい時代に苦楽を共にして献身してくれた職員諸君に、心から、ご苦労様、ありがとう、と声を大に言わせていただきたいし、何よりも至らない私達市役所を暖かく御見守りいただき、厳しいご指導とご協力をいただいた市民の皆様には深い感謝を表したい。

おだわら  
情報

## 5月18日は市長選挙

投票時間は7時から20時

選挙管理委員会事務局 ☎331742

私たちが住む小田原の市長を決める、大事な選挙です。

世帯主あてに郵送する投票所入場整理券の各自の分を切り離し、はがきを書いてある投票所へお持ちください。整理券をなくしても選挙権があれば投票できます。

今回投票ができるのは、2月10日までに本市に転入届け出などの手続きをしたかたで、引き続き本市に住んでいるかた、そして昭和63年5月19日までに生まれたかたです。

新たな小田原の明日を決めるのは、市民の皆さんです。一人一人の選挙権を大切に使いましょう。

### 知ってる?~市長選挙の豆知識~

Q1: 今回の市長選挙は、市制施行(昭和15年12月20日)後、何代目の市長でしょうか?

- ①第15代 ②第17代 ③第20代

Q2: 在任期間が一番長かった市長は、次のどれでしょうか?

- ①鈴木十郎氏 ②中井郎氏 ③小澤良明氏

Q3: 初の市長選挙が行われた年は、いつでしょうか?

- ①昭和16年 ②昭和20年 ③昭和22年

Q1: ③の第20代。市制施行の翌年3月27日に初代の市長が選ばれました。  
Q2: ①の鈴木十郎氏。5期20年にわたって市長を務め、市政功労賞を受賞しました。  
Q3: ③の昭和22年。その年の4月5日に行われました。



### 【期日前投票】

たとえば投票日に予定が入っていても、大丈夫。期日前投票で事前に投票することができます。

期間 5月12日(月)〜17日(土)

時間 8時30分〜20時

場所 市役所2階広報展示ロビー、マロニエ1階エントランスホール

※このほかにも、郵便等投票、不在者投票などの制度があります。詳しくはお問い合わせください。

おだわら  
情報

## 改正「戸籍法・住民基本台帳法」が5月1日から施行されます

市民窓口課 住民異動担当 ☎331386

戸籍担当 ☎331391

市民の皆さんの戸籍や住民票などの手続きをはじめ、それらの制度を定めた「戸籍法」と「住民基本台帳法」。5月1日から、改正された二つの法律が施行されます。今までの手続きはどう変わるのでしょうか。

### ●窓口での、本人確認が必要

戸籍の届け出、転入・転出などの住民異動の届け出、戸籍謄抄本、戸籍の附票、住民票の写しなどを請求する際に、本人を確認する書類を提示することが法定化されました。

官公庁が発行した運転免許証やパスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真付きの身分証明書をお見せください。ない場合は、複数の書類を提示していただきますので、保険証や住所・氏名・生年月日が分かるものをお持ちください。

※郵便で証明書を請求する場合は、右記の身分証明書の写しを同封してください。

●戸籍証明を請求できるかたの範囲が限定  
戸籍証明は、原則、その戸籍に記載されているかた、またはその配偶者、直系の親族が請求できることになりました。除籍などを請求する場

合は、請求する戸籍と請求者の続柄が分かる書類を提示していただく場合があります。

●住民票の写しなどを請求できる範囲が限定  
本人または本人と同一世帯のかた、もしくは国・地方公共団体の機関による請求に限定されました。

例外として、自己の権利や義務のために、戸籍証明または住民票の写しなどが必要な場合に限り、その正当な理由を明らかにして、第三者のかたが請求できます(根拠となる資料を提示していただく場合があります)。

※車のディーラーや水道工業者などが、依頼者の住民票の写しを請求する場合は、車検証や給水工事施工承認願など代理権限の確認ができる資料を提示してください。

●代理のかたは委任状が必要  
住民異動の届け出や戸籍証明・住民票の写しなどの請求でお越しになる場合は、委任状が必要です。

●その他  
偽りや不正な方法で戸籍証明、戸籍の附票、住民票の写しなどの交付を受けた場合は、30万円以下の罰金が科されます。

## 困ったときは「しらべ」に相談を！

専門家や友人には相談しづらい。だけど家族以外の意見を聞いてみたい。暮らしができればそんなときもあるはず。

市民の皆さんの相談に乗る場所が市役所にあります。

暮らし安全課 ☎ 33 1 3 3 3

### いざというときに

例えば、家族関係のことで悩んだとき、あなたはどうしますか。弁護士や警察には相談できない。近所の人にはもちろん、親族にも相談しづらい。そんなときにうってつけな相談窓口が市役所内の市民相談室。

生活の中の簡単な法律相談ができる「一般相談」と、法的トラブルや人権問題、不動産登記、税金などについて、弁護士をはじめとする専門の相談員に相談できる9種類の「特別相談」があり、あなたの悩みを解決へと導きます。しかも、相談はすべて無料。秘密も守ります。

相談員との相談は、原則面談して行いますので、相談室に来てもらうこととなります。どこに相談したらいいかわからないとき、こんな相談は受け付けてくれるか聞きたいときなどは、まずお電話でお問い合わせください。

ただし、相談内容によっては、各担当課または他の関係機関をご案内することもあります。

### 実際にどんな相談が多かったの

昨年度1年間の相談件数は2,729件。

最も相談が多かったのは、離婚問題など親族関係の592件で、次に相続・遺言が460件、お金の貸し借りなど債権債務が375件でした。この3項目は毎年上位を占めていますので、もしこのような問題で悩んでいたなら、すぐにご相談ください。

市民相談 取扱件数

相談内容	17年度	18年度	19年度
土地 (賃貸借、売買、登記等)	200	213	226
建物 (賃貸借、売買、登記等)	163	181	195
親族(離婚等)	563	488	592
相続	388	417	460
対人トラブル	133	128	92
債権債務	483	436	375
その他	702	786	789
合計	2,632	2,649	2,729

### マロニエでも相談可能に

年々増える皆さんからの相談。皆さんに市民相談室をもっと広く利用してもらおうと、昨年度からマロニエの集会室でも一般相談と行政書士相談を行うようになりました。

予約不要で市役所の業務時間以降の夕方や、土曜日でも相談ができます。

#### ● 一般相談

(毎月第1火曜日の14時～19時)  
近隣のかたや昼間は仕事などで都

合が悪いかなどにびったり。昨年10月の開始から半年間で36件(月平均6件)の相談がありました。

#### ● 行政書士相談

(毎月第3土曜日の14時～16時)  
相続・遺言、成年後見、各種許可申請などの相談を行政書士が受けています。

平日は都合が悪いかなど、行政書士に相談したいというかたは、ぜひご利用を。2月は11件、3月は6件の相談がありました。

### ◆借金でお困りのかたは多重債務相談を◆

近年、消費者金融やクレジットの借金を重ね、返済が困難になっている人が増えています。

例えば、「生活費を補うため借金をしたが、次第に支払えなくなり、返済のために借金を繰り返すようになってしまった」「気軽にキャッシングを繰り返したが、金利が高く支払い困難になった」など、ちょっとしたきっかけで多重債務状態に陥ることが多いようです。

もし多重債務になったら、一人で悩まず、まず相談をしましょう。必ず解決できる問題です。

市民相談室では、一般相談と弁護士の法律相談で多重債務の相談を受けています。相談員が事情を丁寧に聞き取り、相談者に適した債務整理の方法を助言します。

#### 【債務整理の方法】

##### ①任意整理

債権者(貸し手)と弁護士などの間で返済方法を和解(交渉)

##### ②特定調停

裁判所が債権者と債務者(借り手)の間に立って調整

##### ③個人版民事再生

裁判所が認可した再生計画に基づき債務(借金)を返済

##### ④自己破産

裁判所を通じて債務の支払いを免責

どの方法を選択するかは相談者が決めることとなりますが、必要に応じて「法テラス」や横浜弁護士会、司法書士会を案内します。解決の第一歩はまず相談。ご自身の解決したい気持ちを後押しします。

# 合併検討会情報

県西地域の2市8町（小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町）で構成する「県西地域合併検討会」の第4回委員会が3月21日に行われました。

この日は、企画などの分科会や事務局から、前回の委員会で各委員から出された意見を反映した検討報告書案と報告書概要版案の説明があり、原案どおり承認されました。

その後の意見交換では、「県西地域の合併に寄与できるように都市計画区域など、土地利用制度の見直しを県に要望したい」「より具体的に検討を行う必要がある」、各市町における住民説明の状況を踏まえつつ、市町の枠組みを決めて議論を進める必要がある」などの意見が複数の委員からありました。

また、合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）の期限である平成22年3月までに合併することを想定した場合、「今年の秋口には任意合併協議

企画政策課 ☎33-1239



県西地域合併検討会

会を立ち上げ、平成21年度の早い時期に法定合併協議会を設立する必要がある」とのスケジュールが、事務局から示されました。

市では、6月ごろに、検討結果報告書概要版を全世界帯に配布するとともに住民説明会などを開き、市民の皆さんと合併について議論を深めていきたいと考えています。

今後も合併に関する検討状況は、広報おだわらなどを通じて、随時お知らせします。

※検討結果報告書は、市ホームページで  
ご覧いただけます。

http://www.city.odawara.kanagawa.jp/  
gappei/

## NEWS

市民交通傷害保険  
の加入が窓口コー  
ナーでも！

暮らし安全課 ☎33-1851

市民の皆さんの交通事故への備えとして、少ない負担で多くの補償を提供する「市民交通傷害保険」

その加入の受け付けを、国府津駅前・酒匂・桜井の各窓口コーナーにも拡大。これまでの市役所、マロニエ、いずみ、各支所・連絡所、アークロード市民窓口に加え、さらに手続きしやすくなりました。

年度の途中でも手続きできます。

**保険料** 年額1口480円  
(1人2口まで)

※5月以降は、加入する月に応じて保険料が変わります。

**保険金** 死亡・後遺障害・治療の期間に応じ、5千円〜100万円の10段階

※支給されない場合があります。

**加入できるかた** 市の住民基本台帳、外国人登録原票に登録されているかた

**保険期間** 加入手続きをした日時より  
平成21年3月31日

**申込** 保険料と印鑑を持参し直接。  
※申込書は窓口にあります。



この春に就任した市消防団・団長  
**釘持 久資** さん

団員は20〜50歳代の22分団73  
 2人。1人が市民270人を見つ  
 め続けています。

「水防」聞き慣れない言葉かも  
 しれませんが、皆さんの日ごろの  
 生活ととても結びついています。  
 例えば山や川、海でのレジャーで、  
 気心の知れた仲間と楽しい時間  
 を過ごし、気が緩みがちになるよ  
 うなときほど水害は起こりやすい  
 のです。万一のために、地域の防  
 災訓練に積極的に参加したり、懐  
 中電灯やラジオなど緊急時の備品  
 チェックをしたり。備えあれば  
 憂いなしです。

あなたの近くにいる団員の顔を  
 知っておくことも大切。どんな訓  
 練があるのか、実際の演習もぜひ、  
 見に来てください。



県・市町合同

# 水防演習

もう一度“水”を見つめてください

防炎対策課 ☎33-1855 警防課 ☎49-4421

**時**

には疲れた体をいやし、  
 乾いたのどを潤してくれ  
 る水。そんな水がやいばを向け  
 てくるとき「水害」。この2文  
 字から何を連想しますか？海水  
 害、河川水害、降雨水害…思い  
 つく言葉はさまざまかもしれま  
 せん。いずれも日ごろの生活に  
 密接にかかわることではないで  
 しょうか。

記憶に新しい、昨年9月に起き  
 た台風9号の被害。床上床下浸  
 水や河川の決壊などの被害をも  
 たらしました。水害に関する対  
 策「水防」。あなたと私、そし  
 てみんなでできることをもう一  
 度、考えてみませんか。

実際の  
 演習

日時 5月25日@9:00~11:30  
 場所 酒匂川右岸河川敷(小田原大橋上流)

※今年度は、県と小田原市・箱根町・真鶴町・  
 湯河原町が主催で大規模な演習になります。



**三保ダム洪水対応演習** ☎県三保ダム管理事務所 ☎78-3711

5月12日(月)に近隣市町の水防関係機関協力のもと、情報伝達を主体とした演習を行  
 います。当日は、放流情報の伝達訓練をはじめ、酒匂川沿岸の「警報所」から吹鳴や  
 スピーカー放送を行います(ゲート放流は行いません)。



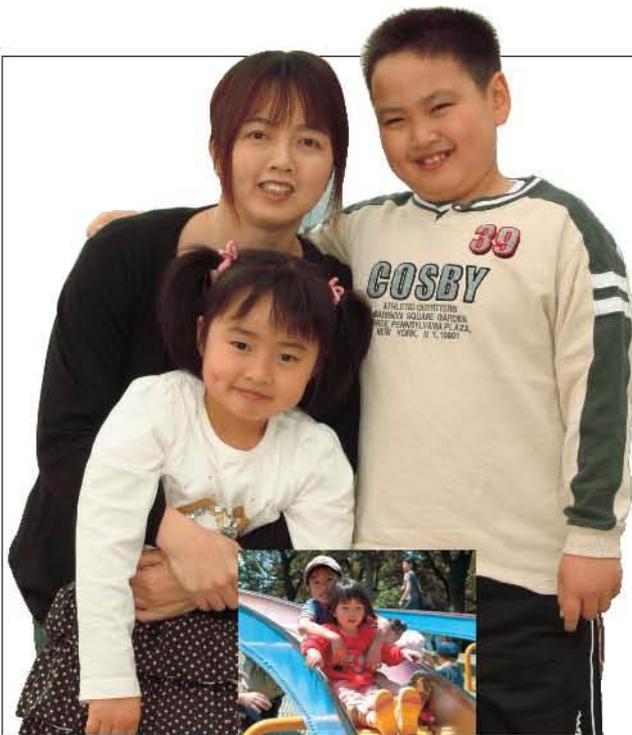
# 「広報おだわら」を 一緒につくってみませんか?

## 広報バンク「えぶりい」募集

「私、広報紙に協力したいです!」「あの写真、使ってもらえたらなあ」「面白い話、知っているよ!」…そんな思いは抱いていませんか? これまで多くの皆さんとともに歩み続けてきた「広報おだわら」は、よりよい“市民参加型”を実現します。

広報バンク「えぶりい」と題し、  
広報紙への掲載に関するさまざまな協力・支援を募集。  
何げない一枚写真や物知りネタなど、どしどしお寄せください!

◎広報広聴室 ☎33-1261



### ★ 広報バンク「えぶりい」とは… ★

- 広報をより身近なものにするため、皆さんからいただいた情報を掲載するシステム
- ひと・モノ・情報など“さまざま”なことから
- “誰でも(エブリバディ)、何でも(エブリシング)、いつでも(エブリタイム)”OK という意味です。

### ★★ 例えば、このような感じです ★★

- 自慢の風景写真・動植物写真などを「表紙」や「関連記事」に掲載します。
- あなたの顔写真・人物写真などをイメージとして掲載します。
- 寄せられた情報などを「コラム」や「小田原彩時記」などに掲載します。

## 申込

住所・氏名・電話番号・コメント・プリント写真などを郵送またはファクスで。市ホームページからも申し込みできます。

〒250-8555 小田原市広報広聴室・広報バンク「えぶりい」係 ☎32-4640

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

※掲載をお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

※郵送されたものは、後日返却します。

老人保健法 医療受給者証									
市町村自治番号	2	7	1	4	0	0	7	8	
受給者番号									
受給者氏名									
生年月日	年	月	日						
郵政振替の別名									
受給開始日	平成	年	月	日	06	6			
発行機関	小田原市長 小田原市 小田原市長								
交付年月日	平成	年	月	日					

4月1日から、75歳以上のかたを対象とした「後期高齢者医療制度」が開始されましたので、旧「老人保健医療受給者証」は、市役所、マロニエ、いずみ、各支所・連絡所の窓口にご返却ください。

医療機関で受診する際は「後期高齢者医療被保険者証」をご提示ください。

また、「老人保健撤回申請書」を提出したかたは重度障害者医療証も郵送しましたので、旧「障(老人保健法対象者)医療証」も併せて返却してください。

制度に関する不明な点は、お問い合わせください。

ニュース  
**NEWS**

旧「老人保健医療  
受給者証」などの  
返却

◎保険課 ☎33-1843

# 今月の笑顔

元気あふれる人たちの笑顔は、見ている人たちにも力を与えてくれるもの。このコーナーでは、みんなが元気になるように、すてきな笑顔をお届けします。

地域コミュニティのパイオニア。この言葉がぴたりと当てはまる酒匂さん。

「地域が盛り上がり、街が盛り上がる。一人一人の意識改革。まずは自分から、という思いで動き始めました」と場を和ます満面の笑み。物腰の柔らかい語り口調に、つい引き込まれます。

「地域の皆さんが気軽に集まれる交流スペースをつくりたい」。労苦を惜しまない実直な姿勢が結実し『下府中ふれあいサロン』を創設。

「まずは、高齢者の皆さんに触れ合っていたきたい」と思い、健康教室をはじめ囲碁・将棋、紙しばいやトランプ大会などを行いました。和やかな雰囲気づくりが奏功し、皆さんから「友達が増えてうれしかった。今後も続けてください」などの感想をもらうことができ何よりでしたね。身ぶり手ぶりを交え、白い歯を輝かせながら答える姿は充実感でいっぱい。



酒匂 守 さん  
(鴨宮在住)

社会福祉協議会新規事業として  
サロン活動を推進し、  
『下府中ふれあいサロン』を設立



「次は小・中学生の皆さん。小学校をお借りして触れ合えたらと思っています」自身の経験に基づき「世代間交流」の大切さ。「今後は、障害のあるかた、子育て中のお父さんお母さんなども触れ合っていきたいですね」

一期一会、が人生の motto。「サロンの主役は集まっていたいただいた皆さんです。一緒にアイデアを出し合い、楽しみましょう。」最後にそう語ってくださった酒匂さんは、どこまでも「ジェントルマン」でした。

## ズームイン Zoom IN



左から、長谷川さん・金子さん・黒河内さん

### 6代小田原観光大使、決定！ “出会い”を大切に、 チームワークで頑張ります♪

～長谷川由紀さん・金子理沙さん・黒河内瑠依さん～

観光協会 ☎22-5002

草木が青々と生い茂り、ほかほか陽気に包まれる5月。家族やお友達で出掛けるには絶好のシーズン。

市内で行われるたくさんさんの催しなどで、それぞれの個性を生かし小田原を積極的にPRするのが、小田原観光大使の皆さんです。4月に就任した6代の3人をレポートしました。

「努力を惜しまない性格。向上心を持ってさまざまなことに挑戦します」情熱的な視線がとて印象的な長谷川さん。釣りやキャンプ、素潜りまでこなすスポーツ・ウーマンは「小田原は海、山、川など、自然の宝庫」。たくさんさんの魅力を市民の皆さんに伝えます。

「何事にも積極的に取り組みます」金子さんはつぶらな瞳を輝かせ、そう語ってくれました。料理とパドミントンが得意、語学も勉強中と好奇心旺盛。「都心に比べ、小田原の水はおいしいです。住みたい街」と思ってもらえるよう、盛り上げていきます。

「小さいころから数々の市のイベントに参加してきました。笑顔が自慢です」キュートナルックスで答えてくれた黒河内さん。大学で熱心に観光学を勉強中。「かまぼこ(笑)。小田原と言えばコレです。小田原の特徴をもっともっと、PRします」

「出会い」を大切にしたいと声をそろえる3人。5月3日(祝)の小田原北條五代祭りでお姉さんたちを見掛けたら、「観光大使のお姉さん、こんにちは」と声をかけてあげてください。

きっと、ナイススマイル♡でこたえてくれますよ。



# 連載 学校自慢!

このコーナーでは、小・中学校でのユニークな取り組みを紹介いたします。子どもたちの生き生きとした表情を見ると、小田原の未来も安心!という気持ちになりますね。  
◎教育政策課 ☎33-1671

今月号は…  
**酒匂中学校**  
(生徒数:701人)



## スクールボランティアのある学校

国道1号に面している酒匂中学校入り口には、「ようこそ 笑顔で 酒中へ」という言葉が彫られた看板が立っています。校門に入ると花々が咲き、PTA校外指導委員と生徒たちが元気にあいさつを交わし、さわやかに朝を迎えています。今からおよそ10年前、酒匂中学校は生活面や学習面でいくつかの課題を抱えていました。それらを打開するため、平成11年に当時の校長が呼びかけ、教職員とPTAが一丸となった取り組みが始まりました。それが、保護者や地域のかたが教育活動にかかわる「スクールボランティア」。本校は、現在、市内のすべての公立小・中学校で実施しているスクボラの先駆けなのです。当初は42人だったボランティアも今年度は751人が登録。日常的な存在として定着しています。学習ボランティアは、理科の実験、調理実習、演習など授業の補助を行っています。複数の目で見守ることができ、生徒は分からないところを質問しやすく、先生も授業の見直しができます。

**教育活動ボランティア**は図書室や行事のお手伝い、部活動指導などを、環境ボランティアは花植えやトイレペインティング、修繕などを行っています。

地域のかたは、生徒にも関心を持っていますので、校内だけでなく校外でも声をかけてくれます。保護者・地域・学校、それぞれ違った視点から意見を持ち寄り、皆で学校を支えています。酒匂の教育はさらに広がっていくことでしょう。

家庭料の裁縫など分かりにくいところを教えてもらっています。ふだんとは違う雰囲気での授業を受けることができ、保護者や地域のかたと触れ合えるよい機会にもなっています。



しい あい  
**石井 葵さん**  
(3年生)

先生一人での授業が大変なときも、地域のかたと一緒に教えてくれるので、スムーズに勉強ができます。貴重な時間を割き、僕たちのためにスクボラに来てくれる地域のかたに感謝します。



かしわ ひろと  
**勝俣 寛人さん**  
(3年生)



## おだわら 花通信

さまざまな花に彩られ、四季折々の表情を見せるおだわら。毎月、花の名所を紹介します。

その13

### 小田原フラワーガーデン

◎フラワーガーデン ☎34-2814

5月3日(祝)~6日(休)開催  
フラワーフェスティバル2008

フラワーガーデンでは、5月になるとバラが咲き始め、気品のあるその姿は花の女王とも呼ばれています。バラと一口に言っても種類や色はさまざま、園内には大輪花を中心に約70種320本の赤や桃、薄紫色などのバラが咲き誇ります。四季咲き品種が多く、秋まで楽しませてくれます。

もう一つは、洋らんの「バンダ」。花びらの網目状の模様が特徴で、シンガポールでは国花になっています。展示されているトロピカルドーム内(有料)が華やかなムードに包まれます。特にきれいな青花系の色もお楽しみください。  
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/public-i/park/o-furawa.html>

今月の休園日 7日(水)・12日(月)・19日(月)・26日(月)



↑バラ



↓バンダ